

○委員長（山本順三君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

この際、一言御挨拶を申し上げます。

去る十月二十六日の本会議におきまして、皆様方の御推挙により予算委員長の重責を担うことになりました山本順三でございます。

当委員会の運営につきましては、公正中立を旨といたしまして円滑に進めてまいりたいと存じます。

何とぞ、皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○委員長（山本順三君） 理事の辞任についてお諮りいたします。

三宅伸吾君及び山田修路君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

理事の辞任及び委員の異動に伴い現在理事が六名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないと認めます。それでは、理事に青木一彦君、藤川政人君、馬場成志君、滝波宏文君、白眞勲君及び石川博崇君を指名いたします。

○委員長（山本順三君） 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、予算の執行状況に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山本順三君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

予算の執行状況に関する調査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないと認め、さ

よう取り計らいます。

○委員長（山本順三君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

予算の執行状況に関する調査のため、必要に応じ日本銀行総裁黒田東彦君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山本順三君） 予算の執行状況に関する調査についての理事会決定事項について御報告いたします。

本日及び明日の質疑は総括質疑方式で行い、質疑割当て時間は三百三十一分とし、各党派への割当て時間は、自由民主党・国民の声九十三分、立憲民主・社民九十九分、公明党四十分、日本維新の会三十三分、国民民主党・新緑風会三十三分、日本共産党三十三分とすること、質疑順位につきましてはお手元の質疑通告表のとおりでございます。

○委員長（山本順三君） 予算の執行状況に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。蓮舫君。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。おはようございます。

菅総理、総理御就任おめでとうございます。

まず、冒頭お伺いしたいんですが、菅総理は何をなすために総理大臣になられたんですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 私は、安倍政権のとき官房長官をしていました。そして、安倍総理が退陣をされる中で、まずはコロナ対策、欧米のように爆発的な感染拡大は絶対防いでいく、そして経済をしっかりと推進をしていく、まさに両立をさせていく、それがまずは当時、当面の私の仕事だと思っています。

そして、その上で、私自身は、大きな課題として、衆議院の本会議の中で、所信表明で申し上げましたけど、カーボンニュートラル、まさにグリーン社会、さらには、デジタル庁を設置をして、国民の皆さんにそうしたことをしっかりと、利便性を国民の皆さんに提供をする、そうした体制をつくる。あるいはまた、少子高齢化社会、避けて通れない中であって、不妊治療を始めとして今まで掲げてきてできなかったことをしっかりと実現をしていきたい。そうした中で私は総理大臣に就任をさせていただきました。

○蓮舫君 菅総理の個性かもしれませんが、熱意が全く伝わらないんです。大きな国家観というものも伝わってこない。むしろ、やってはいけないこ

とを冒頭でやり始めてしまった。それは日本学術会議問題だと思います。

国民のために働く、国民が最優先でしてもらいたいのは学術会議問題ですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 長年にわたり、私、この問題については懸念を持っておりました。そういう中で、今回、ちょうど任期の中でこのようなことを発動させていただいたということです。

○蓮舫君 国民が求めていますか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 極めて大事なことの1つだと思っています。

○蓮舫君 任命拒否問題がこんなに大ごとになると思っています。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 説明をさせていただければと思っていました。分かっていただけだと思います。

○蓮舫君 たった一つです。何で六人を外したんでしょう。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 蓮舫委員もよく御承知だと思いますけれども、まさにこの学術会議というのは公務員です。私が任命することによって公務員になるわけでありまして、国費を十億円投入をしていることも事実であります。

そうした中で、今回の任命の判断と直結はしませんけれども、学術会議にはまさに出身大学を始め大きな隔りがある、大きな偏りがある。さら

に、学術会議を、そうした公務員になるべき方を選定をする過程の中で、約九十万人いるこの研究者、その中で会員の方がたしか二百十人だと思えます、そして連携会員、そうした人の関わりを持っている方でしょうかこの学術会員にはなれない仕組み、こうしたことはまさに閉鎖的であり、私は既得権益じゃないかなというふうに思いました。

こうしたことの前例を踏襲するかどうか迷いましたけれども、そういう中で、私自身が今回九十名を任命したということでもあります。

○蓮舫君 日本学術会員の既得権益って何ですか、具体的に。

○内閣総理大臣（菅義偉君） この約九十万人いる日本の研究者の中で二千二百人、この会員と連携会員、この方たちとつながりを持っている人、人しかここには、学術会員にはなることができないような仕組みになっていることを私は申し上げています。

○蓮舫君 その仕組み間違っているんですけれども、ちょっと文科大臣に聞きますけれども、日本学術会議の会員になると科研費とか大学の運営費交付金は増えるんですか。

○国務大臣（萩生田光一君） 国立大学の運営費交付金ですとか科研費、その大学に学術会議の会員の方がいらっしやるいらっしやるは全く関係ありません。

○蓮舫君 どんな益があるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 特定の閉ざされた研究者の方しかなれないという今の仕組み、そこを私、今申し上げます。

○蓮舫君 総理が推薦どおり任命すべき義務があるとは言えないという突然出てきた平成三十年見解があるんですが、ここで、会員任命については日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされている理由は何と記述されていますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 委員の配付した資料に載っていると申しますが、会員の任命について、まず前段としては、日学法第十七条による推薦のとおり任命すべき義務があるとは一言えないと考えられるとした上で、他方、会員の任命について、日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされているのは、会員候補者が優れた研究又は業績がある科学者であり、会員としてふさわしいかどうかを適切に判断し得るのは日本学術会議であること、日本学術会議は、法律上、科学者の代表機関として位置付けられており、独立して職務を行うこととされていること、昭和五十八年の日学法改正による推薦、任命制の導入の趣旨は前述したとおりであり、これまでの沿革からすれば、科学者が自主的に会員を選出するという基本的な考え方に変更はなく、内閣総理大臣による会員の任命は、会員候補者に特別職の国家公

務員たる会員としての地位を与えることを意図していたことによることからすれば、内閣総理大臣は、任命に当たって日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があると考えられると記載されているとおりであります。

○蓮舫君 ありがとうございます。

つまり、優れた研究又は業績がある科学者で会員にふさわしいかどうかの適切な判断は学術会議しか行えないんです。大学の偏りがあるとか女性とか若手とか、その人選要件に総理が何で口出せるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日本学術会議法上の推薦に基づく委員の任命については、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方々を必ずそのまま任命しなきゃならないということではないという点については、内閣法制局の了解を得た政府の一貫した考え方であります。

○蓮舫君 違います。人選に何で口を出せるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 十億円の予算を使って活動している政府の機関であり、任命された会員は公務員になる、なりますから、その前提で、社会的課題に対して提言などを行うため、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立ってバランスの取れた活動を確保するために必要ということも言われています。そうしたものについて総理大臣

として判断をしたということです。

○蓮舫君 人選に口を出せる法的根拠を教えてください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日本学術会議法は、会員の任命については、学術会議からの推薦に基づいて内閣総理大臣が任命することとされています。この規定に沿って、推薦に基づいて、任命権者たる総理大臣として、学術会議に求められる役割なども踏まえて判断をしたということです。

○蓮舫君 どうしたらそうやって法律が読めるんですか。どこに書いてあります、総理が人選ができる。学術会議は独立して自主、自律で推薦できるのに、何で総理が口出しできるんですか。

○国務大臣(加藤勝信君) 言葉の使い方かもしれませんが、委員の指している……(発言する者あり) いやいや、委員がおっしゃっている人選というのは、総理は、この規定による任命という意味でお話をされているわけでありまして、それに関しては、先ほど読ませていただいた法制局との作成した内閣府日本学術会議事務局のペーパーで、日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下での行政機関であることから、憲法第六十五条及び第七十二条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること、憲法第十五条第一項の規

定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならぬことからすれば、内閣総理大臣に日学法第十七条による推薦のとおりに任命すべき義務があるとまでは言えないというふうに書いてあるとおりであります、それにのっとった対応をさせていただいているところであります。

(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 加藤官房長官。

○国務大臣(加藤勝信君) これ、これまでも説明をさせていただいているとおり、日本学術会議法においては、まず学術会議からの推薦をしていただく。推薦に当たっては、先ほど読ませていただいたように、その専門的な観点から推薦がなされ、それを私どもが推薦をいただいたものについて適切に判断をして任命をしていると、こういうのが一連の行為であります。

その上で総理が言われたのは、ただ、全体としてこの日本学術会議に対する機能、役割、そういった観点から、これまでも総合科学学術会議等において、こうしたバランス等々、あるいは総合的俯瞰的活動、こういったこと、あるいは総合的、会員の構成、こういった指摘がなされている、そのことを申し上げたということであって、あく

までも推薦に基づいて任命すると、これは当然のことだというふうに思います。

○蓮舫君 聞けば聞くほど支離滅裂なんですよ。

本当に事実関係をしっかりと素直に話していただきたいんですが、そもそも、菅総理は、九月二十四日に起案された文書を二十八日に決裁をした、これまで、その時点では九十九人の名簿を見て、百五人の名簿は見えていなかったでいいですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 学術会議から総理大臣宛てに百五名の名簿が提出されたのが八月三十一日です。私は、当時、まだ官房長官でありまして、その内容、百五人の名簿は見ておりません。

そして、九月十六日に総理大臣に就任をいたしました。総理大臣就任後、官房長官、杉田副長官に改めて私の懸念点を伝えました。そして、九月二十四日に内閣府が九十九名を任命する旨の決裁起案、それを受けて九月二十八日に私が最終的な決裁をするわけでありすけれども、総理就任後に、ですから九月十六日以降でありますけれども、官房長官、杉田副長官に改めて懸念を伝え、杉田副長官から相談があり、九十九名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えました。それが、ですから九月の二十四日前だと思えます。

○蓮舫君 これまでの、総理は、十月九日のメデ

シアのグループインタビューでも昨日の辻元委員の質問の途中までも、九月二十八日時点でリストは見えていない、百五人。それと、それから削られたかどうかというのは聞いていないと明言しているんです。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私が見ていないと言ったのは、多分、八月三十一日の百五名、総理大臣宛ての推薦名簿を提出したことじゃなかったでしょうか。私自身は、今申し上げましたけれども、総理大臣に就任してから、九月二十四日に内閣府が九十九名の任命する旨の決裁を起案をし、私が二十八日に最終的に決裁をいたしました。

ですから、今申し上げました、先ほど申し上げましたように、総理大臣就任後に官房長官、杉田副長官に改めて私自身の懸念を伝え、その後に、ですから九月二十四日の前ぐらいだと思いますけれども、杉田副長官から相談があり、九十九名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えたということです。

○蓮舫君 違います。(資料提示)

菅総理は、衆議院の答弁で、見ていないと言ったのは、九月二十八日に決裁をするときに添付された資料の百五名そのリストは見えていないと言っていたんです。九十九人しか見えていないと言っていたんです。言うたびごとに答弁が変わるから分らないんですよ。

これまでは、見ていない、聞いていない。ところが、昨日、辻元さんの質問の途中からはいきなり杉田副長官が登場してくるんです。杉田副長官に懸念を伝えた、そして内閣府に指示をした、そして自分が決裁をする前に杉田副長官から報告を聞いた、これが事実ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今私が申し上げたことが事実です。

○蓮舫君 国会で虚偽答弁を続け、メディアにうそを言っつて、昨日突然答弁を変えたのは何ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) いや、私は一貫していると思っつています。

○蓮舫君 一貫していません。
昨日、辻元さんの質問には、見られましたか、二十八日に百五人の名簿、見ていません、じゃ、聞いていましたか、聞いていません。それが、その後急に、いやいや、実は伝えていたんだと、杉田さんに、で、杉田さんから決裁前に報告を受けているんだ。明らかに変わっつているじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、名簿は見つていないというこつを申し上げていたんです。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 推薦名簿を見つてい

ないと申し上げたのは、決裁文書には推薦名簿が参考資料で添付をされていまつたけれども、添付だけだつたんです。全体は九十九名この名簿であります。それを私が決裁したというこつです。
○蓮舫君 これ、決裁書です。これには削られた九十九人と削られていない百五人が添付されてるんです。両方見ていないんですか。
○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は九十九名に決裁をしたというこつです。

○蓮舫君 杉田官房副長官にいつ懸念を伝えました。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は官房長官……(発言する者あり) あつ、大変失礼しまつた。

○委員長(山本順三君) いやいや、もう指名しています。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 官房長官当時から、そこは懸念を伝えていまつた。

そして、先ほど申し上げましたように、総理大臣に就任したのが九月十六日です。その就任後に改めて官房長官、杉田副長官にその懸念を伝えて、杉田副長官からその後相談があり、九十九名任命の判断をいたしまつた。そして、九月二十四日に内閣府が任命を、九十九名を任命する旨の決裁案を起案をして、私が九月二十八日に最終的な決裁を行つたというこつです。

○蓮舫君 いや、質問に答えてください。

いつ杉田官房副長官に懸念を伝えましたか。
○内閣総理大臣(菅義偉君) 懸念は官房長官のときからも伝えていまつた。

○蓮舫君 今回の人事に關して杉田副長官に懸念を伝えて、杉田副長官を通じて内閣府に指示を出したんですよ。

今回はいつですか、指示を出したのは。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 総理大臣に就任した後です。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 明確な日にちは承知していませんけど、二十四日の前だと思っつています。

九月、九月二十八日に私、最終決裁をしまつて、九月二十四日に内閣府が九十九名を任命する旨の決裁を起案していまつた。私は、その前ですから、二十二か三ぐらいだ、じゃない、ぐらいだと思っつます。ここは明快に記憶していませんけれども。

○蓮舫君 九月二十二か二十三に懸念を伝え、内閣府に人事の確認の指示をして、二十四日に起案。僅か一日か二日で六人は外されたんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私が総理大臣に就任してからも、先ほど申し上げたけれども、加藤官房長官と杉田副長官に改めてそこは懸念を伝えていまつた。そして、それを受けて杉田副長官から何日かした上で私に報告があつたというこつです。

○蓮舫君 国家公務員は指示があつて初めて仕事をやるんです。前から懸念を伝えているから、そんなくされて仕事しているだろうというのが仕事じゃないんですよ。

この短い間で六人は外されたんですね。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 申し上げますけれども、まず、官房長官当時から今回のことについては懸念を副長官にして、九月十六日、総理大臣に就任をして新たに加藤官房長官と杉田副長官に懸念を伝え、そして、二十四日に内閣府がその決裁を起案していますから、その直前だったというふうに記憶をしています。それは二十二か二十三だと思えます。

○蓮舫君 二十四日、決裁の前に杉田さんから報告を受けた。どんな報告ですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 人事に関わることでありますからそこは控えさせていただきますけれども、九十九人という報告であります。

○蓮舫君 九十九人という報告ということは、総理に報告される前に六人は外されていたということですね。

○内閣総理大臣（菅義偉君） そうした相談があつて、それで私が決裁をしたということです。

○蓮舫君 いやいや、外された九十九人の報告があつて、それでいいよつて決裁したんですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 相談があつて、私

がそれだということの判断をしたということです。

○蓮舫君 相談は、九十九人で六人外したという相談ですね。で、それでいいと判断したんですね。

○内閣総理大臣（菅義偉君） そのとおりです。

○蓮舫君 そもそも私たちは法律でこの学術会議が独自に推薦してきた人事を外すことはできないと考えているんですが、事務方が六人を外すというのはどの法的根拠にのつとつているんですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 先ほど来申し上げていますけれども、日本学術会議法上の推薦に基づく委員の任命については、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方々を必ずそのまま任命しなければならないということではないという点については、内閣法制局を了解と、政府の一貫した考え方であり、今回の任命もこの法律に基づいているものであります。（発言する者あり）

○委員長（山本順三君） 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 事務の副長官というのは、各省庁の人事、総合調整を担当しておりますので、そういう中で本件にも関わってきているということはこれ当然のことじゃないでしょうか。

○蓮舫君 いや、人事権者は総理ですよ。だから、その途中経過で勝手に外して、はい、これで報告ですと上げてくる権限なんて事務方にはないんじゃないですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 私が懸念を伝えたことを、そうしたことを踏まえて私に判断を求めたということですよ。

○国務大臣（加藤勝信君） 副長官の任務ということにもなるんだと思いますが、内閣官房副長官は、内閣法第十四条第三項に基づき、内閣官房長官の事務を助けるほか、命を受けて内閣官房の事務をつかさどるとされておりまして、事務の副長官は、内閣総理大臣による特別職国家公務員の任命等、各府省の人事に関する事務に対して内閣として一貫性を確保する上で必要な総合調整を行うよう指示を受けており、先ほど申し上げた内閣法第十四条三項の事務として必要な総合調整を行い、そして最終的に総理の判断を受けて今回の任命がなされた、こういうことであります。

○蓮舫君 憲法第十五条の二は、全て公務員は全体の奉仕者で、一部の奉仕者ではない。杉田副長官は総理のための奉仕者じゃなくて国民のための奉仕者なんです。そう考えると、今回、杉田さんがやらなければいけなかったのは、人事権はあつても推薦に口を出すことはできないと説得することだったんじゃないですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） ですから、私の懸念を伝えたことに踏まえて、私に、調整をして原案を、の伺いに、伺ったということじゃないでし

ようか。それに基づいて私が判断をした。あくまで任命権者は総理大臣です。

○蓮舫君 もう外した経緯を説明できないから、女性だとか若手だとか大学が偏っているとか、そういうのは後付けだったんじゃないですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 閉鎖的で既得権益に、そうした状況になっているということに対して、私は官房長官当時から懸念をしているということをお申し上げてきています。

○蓮舫君 女性バランスと言いますが、この二十二年間で日本学術会議は女性の割合は1%から三八%になっているんです。それは政府の男女共同参画基本計画の目標三〇%をはるかに超えているんです。

あなたの内閣の女性割合はどれぐらいですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 今この承知のとおりであります。

ただ、女性は確かに水準を超えていると思います。しかし、大学は大きく偏っていますから、そうしたことも、これ……（発言する者あり）

○委員長（山本順三君） 答弁中ですから、しっかり答弁を聞いてください。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 全体の、全体のバランスというのは、それは私は違うと思います。私申し上げましたけれども、今……（発言する者

あり）いや、そうしたことは、全体として私はずっています。

○国務大臣（加藤勝信君） 内閣における女性比率ということがあります。総理を入れて今、内閣二十一名、そのうち二名が女性ということでありますから、一割弱ということになるわけであり

○蓮舫君 閣僚でいったら僅か二人で九・五%なんです。学術会議三八%ですよ。女性のバランスが悪いって総理がおっしゃったから聞いているんです。何で女性のバランス悪いって言ったら今度違うこと言い出すんですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 女性のバランスについて私は言っておりません。

○蓮舫君 じゃ、大学が偏っている。会員ゼロの人、会員一人の大学の教授二人外したのは何ですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任免であって、通常の公務員の任免と同様に、その理由については、人事に関するものであり、お答えは差し控えるべきだと思います。

○蓮舫君 人事について答えは差し控えると言いつつ、女性バランス悪くないじゃないですか。言つたら、それは言っていないと言つて、言つてるときと言わなるとき使い分けるのやめてください。

い。

○委員長（山本順三君） 蓮舫さん、質問を続けてください。（発言する者あり）

菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しませんが、学術会議自体には出身や大学に大きな偏りがあり、会員の選考方法も閉鎖的で既得権のようになっていると、言わざるを得ない状況ですという話を実はいたしております。

さらに、今回百五人の推薦に対しても九十九名を任命することで、結果として例えば民間人や若手も増えていくことを期待しており、今後、学術会議、国民に理解されるようにより良いものにしていきたい、このように思っています。

○蓮舫君 結果として若手も女性も外され、私大も外されました。言ってることとバランス真逆の結果の人事、どうして納得したんですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 全体としては、マクロで見た場合は全く違うと思います。

例えば、出身大学に大きな偏りがあるということと私申し上げました。帝国大学、これ七つでありますが、国立大学に所属しているこの会員は四五%です。それ以外に百七十三の国立大学、公立大学、合わせて一七%です。また、六百十五

ある私立大学は二四%にとどまっています。さらに、産業界や、産業界に所属する会員や四十九歳以下の会員はそれぞれ三%にすぎないということ、私は偏っているということを上上げていました。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 先ほど来私申し上げていますけど、推薦に基づいて、任命者たる総理大臣として、学術会議に求められる役割などを踏まえて判断をしました。

さらに、今回の個々人の任命の判断とは直結しないけれどもという、私は、その中で、学術会議自体には出身や大学に大きな偏りがあり、会員の選考方法も閉鎖的で既得権のようになっていと言わざるを得ないと。そういう中で、今回百五人の推薦に対し九十九人の任命をすることで、結果として例えば民間人や若手も増えていくことを期待しており、今後、学術会議を国民に理解される存在としてより良いものにしていきたいと、こういうふうに思っています。(発言する者あり)

○国務大臣(加藤勝信君) いや、先ほどから総理がおっしゃっているように、今回のその任命に関して、日本学術会議からの推薦に基づいて、専門分野の枠にとられない広い視野に立って総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただく、こういう観点で任命権者として任命を行った。そし

て、その結果として、九十九名の任命がなされ、百五名の推薦からすれば六名が推薦に至らなかった。その結果を踏まえて、これから更に日本学術会議としてどういうことに、どういう形でそうした役割を果たしていただくかという意味において、総理は、先ほどから従来からの懸念点、これを申し上げておいて、そういった意味での大学の偏り、あるいは地方と都市とのバランス、さらには民間の活用、こういったことを言われたということでもあります。

それから、もう一つ前提として申し上げなきゃいけないのは、これも再三申し上げておりますけれども、個々の任用についてどうした理由であるかということは、人事ということでありますからその具体的な理由については申し上げられないということが前提となってお話をさせていただいているということでもあります。

○蓮舫君 総理、ミクロだろうとマクロだろうと、いいですか、六人を外したことで私大の人はいなくなつた、若手はいなくなつた、そして女性もいなくなつた。バランス悪くなっているじゃないですか。結果として納得したんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私、先ほど来申し上げていますが、今回の個々人の任命の判断とは直結しないがという形で私は答弁をしています。

○蓮舫君 いや、だって、個々人の判断と直結し

ないと懸念は払拭できないじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) これも先ほど申し上げていますが、約十億円の予算を使って活動している政府の機関であり、任命された会員は公務員になるのですから、その前提で、社会的課題に対し提言などを行うため、専門分野の枠にとられない広い視野に立ってバランスの取れた活動を確保するために必要な判断を行ったということでもあります。

○蓮舫君 いや、支離滅裂を超えていますよ。これで国民のために働く内閣なんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) そこはしっかりと働いていきたいと思えます。

○蓮舫君 この総理の説明、官房長官の説明が矛盾だらけ、答えていない、逃げているということ、この六人を削った経緯を知る方法が一つあります。

八月三十一日に推薦名簿が出て、九月二十四日提案されるまでの過程の公文書はありますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 今回の任命に係る経緯について、杉田副長官と内閣府でのやり取りを行った記録について、担当の内閣府において管理をしているというふうに承知をしております。

○蓮舫君 どういう内容ですか、管理されているのは。

○国務大臣(加藤勝信君) 今申し上げた杉田副

長官と内閣府でやり取りを行った、それ以外もあるかもしれませんが、それが、そういった記録と
いうことを承知しております。

○蓮舫君 提出してください。

○国務大臣（加藤勝信君） まさにこれは人事に
関する記録でありますから、内容の提出は、今回
の件に限らず、こうした案件については差し控え
させていただいているところであります。

○蓮舫君 それは詭弁です。

公文書管理法の目的と原則は何ですか。

○国務大臣（井上信治君） 公文書管理制度は、
行政の適正かつ効率的な運営を実現するとともに、
現在と将来の国民への説明責任を全うするため、
極めて重要な制度であると認識をしております。

そして、公文書、公文書管理の適正化に向けて
は、ルールの明確化やチェック体制の整備などの
取組を着実に実施してきたところであります、
新政権においても、引き続き各大臣の下でルール
に沿った適正な管理を徹底してまいりたいと考え
ています。

○蓮舫君 大臣、公文書管理法の原則は何です
かって聞いているんです。

○国務大臣（井上信治君） 公文書管理法上の重
要な原則として文書主義がございます。公文書管
理法の第四条、意思決定の過程や事務事業の実績
を合理的に跡付け、検証することができるよう、

軽微な事案を除き、文書を作成しなければなら
ない旨を規定しております。このことを文書主義と
呼んでおります。

○蓮舫君 公文書、文書主義、つまり全て残す
というのが前提。特に、菅官房長官、安倍総理時代
に桜やモリカケがあつて、もうとにかく公文書は
改ざんされる、不作成、直前にシュレッダー、そ
のことによって、安倍内閣のときでも見直しをし
て、ガイドラインで打合せやメモ全部残しましよ
うということになったんですね。

その部分で、井上大臣、最新の行政文書の管理
に関するガイドライン、これ菅官房長官時代に直
していただけますか、そこで十ページにあるん
ですが、文書主義の原則、留意事項が二点あるん
です、冒頭に二つ、丸で。それ説明してもらえ
ますか。

○国務大臣（井上信治君） ガイドラインの第三、
作成の項で、文書主義の原則として、公文書管理
法第四条に基づき、第一条の目的の達成に資する
ため、意思決定過程や事務事業の実績を合理的に
跡付け、検証することができるよう、軽微な事案
を除き、文書を作成しなければならない旨を規定
しております。

文書主義の原則に基づいて、具体的には、ガイ
ドラインの別表に掲げる業務に係る政策立案の方
針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文

書を作成すること、審議会、懇談会や国務大臣を
構成員とする会議などについては議事の記録を作
成することなどが示されております。

○蓮舫君 全く違うところを読んでいるんですが。
このガイドラインでは、文書主義の原則に基づ
いて、意思決定に関する文書作成、作らなければ
いけない文書は、法四条に基づき必要な意思決定
に至る経緯、過程に関する文書が作成されるとと
もに、最終的には行政機関の意思決定の権限を有
する者が文書に押印、署名、そのことによつてそ
の内容を当該行政機関の意思として決定すること
が必要、これを全て残すこととガイドラインで書
いてあるんです。

つまり、先ほど加藤官房長官がおっしゃったよ
うに、人事に関すると言えども出さないと
いうことじゃないんですよ。まず全部作る、その中
で人事に関する軽微な部分は出さなくても結構で
すけど、会議をした、省議をした、こんな打合せ
をした、そして要件を狭めていった、こういうふ
うにした、総理に報告をした、最終権者の総理が
決裁をする時点までを一連のファイルで残さなき
やいけないんです。

これ、残していると思います。人事の軽微な部
分は黒塗りでも結構です。出してください。

○国務大臣（加藤勝信君） 先ほど私申し上げた
説明は、まさに、ちよつと具体的な資料を私自身

が見ておりませんから正確なことは言えませんが、杉田副長官と内閣府のやり取り、こういったものについてはルールへのとって記録を残しているということでもあります。

それについて、これは行政機関の保有に関する情報の公開に関する法律においても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある場合については、開示をしなくてもいいと、こういうふうになされているところでもありますので、いずれにしても、人事に関する記録、この内容については、今申し上げた今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれもあることから、この提出はこれまでも差し控えさせていただいているということでもあります。

○蓮舫君 いや、総理、人事に関する機微な情報、個別名詞とか、この人はこういう理由だ、そこはいいんです、別に。ただ、こういう経過で狭めていった、省議を重ねたという途中経過をお示しください。総理として指示をしますか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 今、官房長官が申し上げますとおります。

○蓮舫君 総理として指示しないということですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 官房長官と総理は一体であります。

○蓮舫君 政府があらゆる記録を克明に残すのは当然、議事録とは最も基本的な資料、国家運営の責任感のなき、この作成を怠ったのは責任感のなさが如実に表れている、国民への背信行為。これはあなたのブログで、本に書かれた記述です。今でもこのお考えですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） そこは変わっておりません。

○蓮舫君 国民への背信行為にならないように情報公開する、私たちに提出するって言うてください。

○内閣総理大臣（菅義偉君） ルールに基づいて行いますので、先ほど官房長官申し上げたとおりです。

○蓮舫君 いや、非常に残念です。

委員長に求めます。その公文書、六人を外した、その杉田官房副長官がどのような経過、過程を経て総理に決裁文書を上げて、決裁の報告までしたのか、一連の公文書を公開してください。この予算委員会に出してください。

○委員長（山本順三君） ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○蓮舫君 今のお話、こんなに長い時間掛かると思いませんでしたけれども、キーマンは杉田官房副長官だということはよく分かりました。杉田官房副長官、私、今日も国会に答弁者として来てく

ださいと求めたんですが、理事会で与党にはじかれたと聞いています。

委員長に求めます。杉田官房副長官を参考人として招致して、集中審議を求めます。

○委員長（山本順三君） ただいまの件、理事会で議論をいたしておりますので、現在、筆頭間協議をしておるところでございますので、後刻、また改めて理事会において協議をいたします。

○蓮舫君 菅総理、随分高い支持率でスタートしたんですが、正直、学術会議問題でつまずいちゃったという反省持っていますか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 丁寧に御説明をさせていただきますので、分かっていただけのようにしたい、こう思います。

○蓮舫君 その説明が丁寧じゃないということもまず分かっていただきたいなと思いました。

次に行きます。

さきの通常国会で大問題になった一般社団法人が税金を中抜きしているという疑惑。持続化給付金、その事業の事務局、サービスマン推進協議会が七百六十九億円で国が委託した、国から委託したけれども、協議会が人件費等で一・九億、それを手にした後は、その後、電通に七百四十九億円で丸々再委託。で、そこから更に再々委託、再々々委託、再々々々委託となっていた構造。

これ、総理、相当国民の厳しい目が注がれまし

た。トンネル法人じゃないか、税金の無駄遣いじゃないか。その認識はお持ちですか。

○国務大臣（梶山弘志君） いろいろな御懸念があったこと、承知しております。

それでも、執行中の契約でありますけれども、異例のことではありますけれども、中間検査等を行い、これらの業務が張り付いているかどうか、そしてそれらの査定が正しいかどうか、工数、単価等につきましても公認会計士協会の支援を得て調査を終えたところでもあります。

○蓮舫君 総理、行政監視をする国会として、私は総理が替わったからこういう問題は終わりではないと思っています。税金の無駄があればそれは正すという認識は共有していただけますか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） そこは当然のことだと、共有します。

○蓮舫君 梶山大臣、持続化給付金の事務局の問題で国会で相当批判にさらされて、中間検査を行いました。報告書、どうなりました。

○国務大臣（梶山弘志君） 持続化給付金の中間検査では、第三者の専門家として公認会計士に助言及びモニタリングをいただきながら、事業の全体像を明らかにした上で、手続や取引内容の適切性について詳細に確認をいたしました。

確認の結果、契約締結や仕様変更等の手続面では一部に不備があったものの、費用面では現時点

で人件費が市場価格の範囲内に収まるなど、市場実態からの著しい乖離がないことを確認をしているところでもあります。

引き続き、事業終了後の確定検査に向けてもしっかりと執行状況を確認をしまいたいと思っております。この結果につきましては、ホームページ等で公開をしているところであります。

○蓮舫君 読みました。確かに費用面においては市場と比べてコストの乖離はないとなっているんですけど、そもそも事業執行の不透明性、効率性等に対する社会的な懸念を踏まえて行われた中間検査なんです。その懸念に対する答えはあります。か。

○国務大臣（梶山弘志君） 先ほど申しましたように、今執行中の事業であります。中間検査で考え方が正しいかどうかということを確認をしていただきました。確定検査がいずれにしましてもこの事業が終了後に行われるわけでありまして、それに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○蓮舫君 それは調べられていないんですね、実は。今、梶山大臣がおっしゃったのは、再委託先、再々委託先、再々々委託先、繰り返される外注先に委託された事業がちゃんと行われていますかという点検、だけなんです。

その外注、繰り返されたのが、中抜き、トンネ

ル、経費がかさ上げ、水増しされているという調査はされていないでしょう。

○国務大臣（梶山弘志君） 先ほど申しましたように、工数、どのくらいの人数が掛かったか、そういういったものの基準、そして、単価につきましても、企業による単価の水増し等もしっかり査定しております。

○蓮舫君 何ページで、どこで査定していますか、それ。

○国務大臣（梶山弘志君） 中間報告書の四ページ目ということになりますけれども、ここで、事業プロセスの手続の確認にとどまらず、個々の取引内容、実施状況について把握をしたということで、証憑により個々の取引内容、金額を確認して事業実態を把握、そして、審査、申請サポート等の主要業務の費用を確認ということが書いてありますし、また、第三者専門家、公認会計士によるチェックを通じた透明性の確保ということで、こういうことを公表しているところであります。

○蓮舫君 それぞれに委託された事業のその切り取った事業のコスト面だけの適正さの確認なんです。外注が繰り返されることの不透明さは実は調査されていないんです。なぜならば、中間検査というのは、年度末の会計処理に確定に際して誤認識や誤処理が会計的でないかどうかを確認するものであって、不透明、不透明な外注の繰り返し

を調査するものじゃないんですよ。

更に言えば、法人に五百万円、電通に二十五億円
の一般管理費、内訳は明らかにできないが不当
請求ではないと、問題の一面だけでまとめられて
いますが、これ、何で言い切れたんですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 今申し上げましたよ
うなその工数の査定、そして単価の査定、業務が
どういうものがあるかということも公認会計士等
でチェックをしているということでもあります。

○蓮舫君 いや、だから、国からお金が行って、
どんどんどんどん下に事業が外注、再委
託を繰り返されて繰り返されて繰り返されていっ
ているのに、一般管理費は何で最初の法人と電通
しか調べなかったんですか。

○国務大臣（梶山弘志君） あくまでも中間検査
で、これ結論を出すということではありません。
この方向性でいいのかなのかということを確認
をする検査であります。そして、更にそれを最
終検査につなげるということでもありますけれど、
今回の検査においては、契約金額一億以上の再委
託先と外注先を対象としているということであり
ます。ですから、最終的には全ての、六十三者全
ての詳細について査定をして、確定金額を出すこ
ういうことであります。

○蓮舫君 極めて骨抜きになっているのが非常に
残念です。やっぱりこれ、大臣、厳しくチェック

してください。

いいですか。中間検査では実はその不透明さを
調査するという権限はないんで、それはまた違う
視点で検査をしないと同じことが繰り返される。
なぜならば、一般社団法人を利用した税金の中抜
き疑いはほかの省庁でもあるんです。これ、二〇
一五年以降、国の補助金、委託事業、総額一・三

兆円、六年間で一・三兆円の補助金事業を一般社
団法人を通じて実施をしている。一般社団法人は
事務委託費として千五百八十三億円をいただい
ている。その九割の千四百八十一億円が、千四百十
五億円が電通にほぼ再委託されているんですね。
ここから先のお金の流れをきっちりチェックしな
いと税金の適切さは確認できないんですよ。

総理、今の中間検査だとやっぱりこういう構造
をチェックする仕組みが不十分なんです。きちん
と総理の下でチームを立ち上げてチェックしてい
ただけませんか。

○委員長（山本順三君） それでは、まず最初に
梶山経済産業大臣。

○国務大臣（梶山弘志君） さきの通常国会でい
ろんな議論がありました。そして、いろんな御懸
念もいただきました。そういったことも含めて、
中間検査、そして調達等全ての契約についても見
直す調達等の在り方に関する検討会というものを
今つくっております、継続中であります。この

中間検査の結果もここでまた更に検討してもらい
まして、改めて経済産業省の契約について全面的
な見直し、そしてチェックをするつもりでありま
す。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 適切なこの予算執
行が行われるように各省においてしっかり対応し
ていきたい、このように思います。

○蓮舫君 何でそんな熱意がないんですか。

いいですか。千五百八十三億円もの予算の九
六%が一者に再委託されている。日本学術会議十
億の百六十年分ですよ。こつちを調べる方がよっ
ぽど国民の税金を、国民のために働く仕事じゃな
いんですか。もつと熱意持ってくださいよ。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 両方大事だと思
います。

○蓮舫君 そこは私たちと考え方が全く違います。
私は、学術会議問題、組織に問題があるならや
つてもいいかもしれない。でも、私たちが問題視
しているのは任命の拒否の問題なんです。法律違
反の問題なんです。そつちが十億円で税金だと言
うんだったら、よっぽど二千億の税金の方が私た
ちは大事だと考えています。考え方、明確に違
います。

実は、国会が余りにも開かれなかったので相当
時間を取って調査をしました。

環境共創イニシアチブ、S I Iという一般社団

法人があるんですが、これ、設立以来、経産省の事業をずっと委託を受けている。どんな法人ですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 一般社団法人環境共創イニシアチブは、環境・エネルギー制約などから生じる課題の解決に向けて、技術革新と市場創出を主導することを目的として、電通、凸版印刷、みずほ銀行などの企業が発起者となり、二〇一一年の二月に設立されたものと承知をしております。二〇二〇年一月時点で、常勤職員百六十名の事務局体制を構築し、補助事業の中核となる審査業務や補助額の確定業務などを行っております。

○蓮舫君 資料が残っている二〇一五年から徹底的に調べました。

国からの税金の流れ、二〇一五年から六年間で国とS I Iの契約は五十九件あります。契約額は何と総額五千七十八億円。執行率が極端に低い事業があつて、決算額は今執行している事業を除いても総額約四千三百二十億円あるんです。毎年七百二十億円が国からこの社団法人に流れている。補助事業者へ補助金が交付、五十九件のうち競争入札は僅か五件、ほぼS I Iの一者応札。

経産大臣、これらの事業は全部適切に行われているとチェックしていますか。

○国務大臣（梶山弘志君） 今委員がおっしゃった数値はそのとおりであります。その上で、この

一者応札の件につきましても、今後、公募の在り方等についてどうするかということも含めて、この事例も含めて考えていきたいと思っております。（発言する者あり）これまではチェックをしております。私です、私がということは。確定検査はしております。確定検査をして、更にまた会計検査の対象になるということでありまして、今改めてこれについての再チェックというものは現時点ではしておりません。

○蓮舫君 これも全く同じ構造なんです。事務局を通じて個別事業者への補助総額は三千九百九十億円なんですけれども、S I Iの事務費はその一割の三百九十七億円を手にする。そこから七割を超える二百八十七億円が電通、あつ、九割ですね、電通に再委託。で、電通からまた子会社、孫会社、どんどんどんどん外注が繰り返されている。総理、この構図はやはり改革しないといけないと私は問題認識を持っています、いかがですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 今委員からいろいろな発言がありました。そういう中であればそこは明確にすべきだろうというふうに思います。

○蓮舫君 例えば、二〇一八年度、災害時に再生可能エネルギーを稼働させる蓄電池補助金、どんな事業でした。

○国務大臣（梶山弘志君） 今御指摘の事業は、平成三十年度の北海道胆振東部地震の際に発生し

ました大規模停電が生じたことを踏まえまして、電力インフラのレジリエンスを強化する観点から、有用性の確認された再エネ設備への蓄電池の導入、災害時にも自立的に電源を活用できる地域の電力供給網、地域のマイクログリッドの構築について支援するものとしたものであります。

○蓮舫君 事業はいい事業なんです。これ、事業費四十四億円。ところが、S I Iの事務費は一・四億円で、電通にはそこから一億円で丸投げされているんです。補助金百万円配付するのに必要な事務費は二十八万円、百万配るのに二十八万円のコストが掛かっている。ほかにも、二〇一七年度産業データ共有促進事業費補助金、これも電通に再委託している同じ構造なんです、これ百万円配るのに二十万円の事務経費。

十萬、二十萬、そういう数字が余りにもある。経費、高過ぎませんか。

○国務大臣（梶山弘志君） 応募の数が低かったということ、その固定経費につきましては、数によつて下がってくるものもあるわけなんですけれども、この全国七か所での説明会、分かりやすいパンフレット、ホームページの作成など、様々な手法で周知を図りました。

蓄電池の設置事業については、事業所負担もある中、最終的に説明会には出てきたものの導入決断までに至らなかったということでありまして、

その件数が少なかったことが一件当たりの費用の上がった要因であります。

○蓮舫君 五十九件全部調べるとそれぞれ違う要因も出てくるので、余りにもコスト高な構造というのはチェックしないといけないと私は思っているんです。

ここでちよつと視点を変えますけれども、総務省、マイナポイント事業って何ですか。

○国務大臣（武田良太君） マイナンバーカードの普及促進を図る事業です。

○蓮舫君 どういう内容ですか。

○国務大臣（武田良太君） 二万円のお買物をしていたら、五千円の最大限ポイントが付くという事業です。

○蓮舫君 令和元年度補正で二十一億、今年度予算で二千四百七十八億。私たちは、三月の予算委員会、菅官房長官当時が座っているときにも、当時はコロナ感染症が最優先、医療従事者あるいは実際に困っている事業主のために、コロナ前に起案されたこの二千五百億の事業じゃなくて、このお金をコロナ対策に組み替えるべきだと何度も提案したが、安倍総理も菅官房長官も当時はそれを頑として譲りませんでした。

結果、感染症対策よりこのマイナポイント事業を優先させた成果は出ていますとお考えですか。

○国務大臣（武田良太君） マーケットリサーチ

によれば、マイナポイント事業というのは約九割の国民の皆さんに認知をされてきていると承知をしております。今から様々な広報活動や事業を通じて更にマイナンバーカードの普及が広まると思っておりますけれども、十分に今後につながる事業であると認識しております。

○蓮舫君 総理、今のを聞いて成果があると胸を張れますか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） マイナンバーカードそのものというのは、当初たしか二、三%だったと思いますけど、今約二〇%を超えてきているという報告を受けています。

○蓮舫君 もうちよつと熱意ある答弁しませんかね。

九割が認知って成果じゃないんですよ。マイナンバーカードを持って、マイナポイント、予約した人は二万円の買物をする、五千円のポイントキヤッシュバック。ポイント対象がこれ四千万人なんです、マイナポイントの申込件数、何万ですか。

○国務大臣（武田良太君） 現時点で八百三十六万人であります。

○蓮舫君 カードを持つ人の三人に一人しか使っていないんですね。しかも、ポイントが始まる前から比べたら、カード交付は僅か三百三万枚しか増えていないんですよ。しかも、既に認知九割

と言いましたが、認知九割するために広報費もう四十二億円使っている。

これ、本来だったら七月の末で三千万から四千万枚行かなきゃいけないんですけど、十一月の直前で二千七百六十七万枚。これ、成果出ていると胸を張れるんですか、総務大臣。

○国務大臣（武田良太君） 胸を張れるか張れないかは別として、やはり今我々が積極的に取り組んでいかなきゃならないのは、このマイナンバーカードを持つことによつてどういうメリットがあるのかという理解が深まっていない、なお、さらに、このコロナ禍において数々地方でのこの普及活動のイベント事業等も開催することができない、いろいろな要因が重なつて今の数字になつております。今、役所を挙げて、この普及活動に全力を挙げて取り組んでおります。

○蓮舫君 いや、税金使う事業なんだから胸張ってくださいよ。それを別にしたら困るんですよ。既にマイナンバー制度関係支出は八千九百億、まあもう一兆円近く使っているんですよ。一枚のカード発行するのに、総理、三万円掛かっているんですよ。物すごい高コストですよ。今後、医療費も、医療保険証も運転免許証も一体化していくというんですけど、一体幾ら掛けるつもりですか。

○国務大臣（平井卓也君） このマイナンバーカードの話なんですけど、マイナンバーカードに幾

ら掛かるかという話ではなくて、地方自治体の実は改修費とか、そういうのが物すごく多いんですね。ですから、全体としてデジタル社会を安全にどうやって進めていくかという意味で、このマイナンバーカードのコスト、ですからトータルのコストと一枚幾らという話とは少し違うのではないかと思います。

○蓮舫君 いや、結果として今コストがそれぐらいになっていくんです。これから整理していつてこのコストを圧縮していくという方針は私は賛成ですよ。

昨日、総理はマイナンバーカードをお持ちだとおっしゃいましたけれども、最近何に使用しました。○内閣総理大臣（菅義偉君） 最近は使っていません。

○蓮舫君 そこなんですよね。メリットを感じないんですよ。個人情報も不安なんです。だから国民は実はカードを欲していないんじゃないか。率直な理由だと思っんです。

総理の行政のデジタル化の方針、基本的には賛成です。平井大臣がおっしゃっているように、しっかりそれを、二重、三重になっている、重複しているものを統一していつて、コストを下げいつて利便性を高めていくというのも賛成です。そのときに初めて、これに使える、あれに使える、個人情報は大丈夫ですということがあつて初めて

私はマイナンバーカードの普及策をやるべきだと思つていんです。ここだけ先行したつて全然進まない。お金だけどんどん湯水のように出ていく。総理、コロナ前に起案されたもう企画だし、デジタル庁つくると言つているんだから、一旦この使われていないお金は国庫に戻して感染症対策に使うべきだと私はまだ考えていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 蓮舫先生から言わせれば胸を張れるものじゃないとおっしゃるかもしれませんが、昨年四月、一日約一万件だった……（発言する者あり） 僕、僕、ああそう、まあいい。

昨年四月は一日約一万件であつたのが昨年九月以降増加に転じまして、本年十月には一日約七万件という大幅な伸びが……（発言する者あり） いや、本当、本当。これにより、十月の月間の交付件数は過去最高となる約百七十二万件という伸びを示しておりますので、御理解いただきたいと思つます。

○蓮舫君 ここで、トンネル法人の問題に戻ります。マイナポイントの事務事業はどこが受託しました。

○国務大臣（武田良太君） SIIです。
○蓮舫君 ここでまたSIIが出てくるんです。公募への問合せは十三者あつたけれども、結果と

して手を挙げたのはSIIのみ。競争が働いていません。

梶山大臣、SIIは環境エネルギーの諸課題解決、技術革新と市場創出を目的とさつきおつしやつていましたが、これ、マイナンバーカードと何か関連していますか。

○国務大臣（梶山弘志君） 私どもの方、予算の関連で申し上げたわけでありまして、他省のことは私は存じ上げません。

○蓮舫君 じゃ、総務大臣。これまでの実績は全部経産省で環境なんです。何でマイナポイント事業費なんですか。

○国務大臣（武田良太君） 過去においてポイント付与事業の経験があつたということでありつます。
○蓮舫君 二千五百億の事業の事務費は三百五十億です。SIIを一度通して九八%が再委託、事業に必要な決済事業者への百億と、それとマイキ

ーID設定委託費九十三億は、これは直接事業者に行くんですが、それ以外の事務作業百四十億は丸々電通に再委託されています。そこからトランスコスモスに再々委託、大日本印刷に再々委託。持続化給付金と全く同じ構造がマイナポイントでも繰り広げられていつます。

これは、総務大臣、偶然だとお考えですか。
○国務大臣（武田良太君） 偶然かどうかはちょっと分かりかねますが、全体設計をして様々な役

割分担の統括的業務を行っているというふうにお聞きをいたしております。

○蓮舫君 総理、持続化給付金事業で実体の是非が問われた一般社団法人サービスデザイン推進協議会もこのSIIも設立時の代表理事は実は同じ人物です。理事も同じく、トランスコスモスの同じ人物、監事も同じ銀行の人物、サ推協の理事の電通とパソナはSIIの会員企業です。両法人とも法人を経由して、理事、監事、企業、会員企業に業務がほぼ丸ごと再委託、再々委託という流れがあるんです。

この構造、私は物すごい問題認識を持っていますが、率直にいかがですか、今の質問を聞いていて。

○国務大臣(武田良太郎) 一般社団法人ということで様々な会社によって構成される一つの組織であるように承知しておりますし、この業務全般を担うに当たってそれぞれの役割分担が明確に示されるということでこれを受託したのではないかと、このように考えています。

○蓮舫君 総理、十億円の税金の支出も大変重く思う方でおられますから、直接電通に委託すればいいじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 経済産業省、まあ総務省で今行っているわけでありませうけれども、今後しっかりとこれ確認していきたいというふう

に思います。

○蓮舫君 経産大臣の認識を伺いたいですけれども、そもそも電通さんは、平成二十七年、これ省エネ住宅ポイント事業八百三十七億円の事業とか、それ以外も直接受けているんですよ。それが何で一般社団法人を通すようになったとお考えでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) どのような事業体制を念頭に置いて給付金事業の事務局を応募するかは、一義的には事業者で、事業者において判断をされることだと思っております。

先ほど申しましたように、二〇一一年の二月にこの法人ができておりまして、それまでの補助金を特殊法人、あつ、独法等でやっていたものに関して、その仕事を受ける方での考え方であると思っております。

○蓮舫君 小泉政権下で小さな政府が提唱されて、官から民へと変わって、公益法人もその対象になったんです。一般社団法人は二〇〇六年にできました。公益面での要件を厳しく見ていた許認可制度を見直して、たった二人で法人登記の登録を認めるようにしたんです。で、一般社団法人、公益性を求められず、所管官庁の許可もなくなった、所管官庁もなくなっているんです。非営利だと税制優遇されて、情報公開の義務はないんです。

SIIの場合には、一口五万円の会費を払えば

会員企業になれるんです。会員企業になった、法人を立ち上げた人たちが、ここに国から毎年七百二十億円来る事業をほぼ丸々、数億、数十億、数百億で事業を受託するという、こういう構図になっているんですよね。官から民の構造改革がいつの間にか一般社団法人を迂回した既得権益になっているんです。

この既得権益こそ先に私は見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 見直すべきものはやはり見直すべきだというふうに思います。

○蓮舫君 どうやってですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) それは、それぞれの省庁でしっかりと責任を持ってやってもらうというのも大事だと思いますし、私、先ほど申し上げましたけれども、しっかりと確認をしていくことが大事だというふうに思います。

○蓮舫君 いや、確認していても抜けているから、今日指摘しているんじゃないですか。それぞれの省庁でやっていたら、縦割りを打破すると言っただけじゃないですか。もう一回教えてください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 必要なことはしっかりと確認しますよ、これから。今いろんな御指摘を受けましたので、そうしたことも踏まえてしっかりと確認をしていきたい、こう思います。

○蓮舫君 一般社団法人は利益を分配することは

できないんですけれども、その利益を人件費とか自分たちの活動には使えるんです。つまり、安定的にお金が来たら人件費と活動がいつまでもできる。で、その必要な部分を除いて丸投げをする。そうすると、直接受注をしていない企業は情報公開からも逃れられるし、会計検査院の検査からも目を背けることができるんですね。つまり、お互いウイン・ウインなんですよ。

だから、こういう不透明な仕組みができて、国が一・三兆の事業費の支出、千五百八十三億円も事務費が行って、その九割が電通を通じて再委託の構造があるから、この既得権益を改革するためには何をやるか、教えてください。

○国務大臣（梶山弘志君） 先ほど申し上げましたように、中間検査をやって、経産省の場合は調達の在り方に関する検討会というものを開いております。これは各省庁ごとに契約の内容というのは大分違っています、公共事業とまた経産省の契約では違うと思いますけれども、また、他省の参考例を見ながらどうしていくかということを考えておりますのと、これは契約先を経由してしか調べられなかったものを、全ての委託先、外注先に直接調査を入れるようにするような形で我々は検討しております。

○蓮舫君 総理はどんな指示を出します。

○内閣総理大臣（菅義偉君） ですから、まずは

御指摘をいただいたことを踏まえてしっかりと確認した上でそれぞれ対応する必要があるというふうに思っています。

○蓮舫君 極めて熱意が感じられないんですが。

私は、もうとにかくこの特殊法人とか特別会計とか、天下りのいる公益法人に金が流れる、使えなかったお金が基金でたまり金になる、こういうの本当におかしいと洗ってきたんですが、今度やっぱり一般社団法人の問題はしっかりと洗わなきゃいけないと思っています。

委員長に求めます。国会法百五条に基づき、一般社団法人から電通等民間企業への税金の流れが適切かどうかを、参議院予算委員会として会計検査院に調査を求めてください。

○委員長（山本順三君） ただいまの件につきましては、後日、後刻理事会において協議をいたします。

○蓮舫君 感染症対策についてお伺いします。

野党がこれ必要性を随分訴えて、ようやく政府も重い腰を上げていただけた家賃支援なんです、二兆円の予算に対してまだ二割にも執行額が到達していない。これ、何でこんな遅いんでしょうか。

○国務大臣（梶山弘志君） 現在、家賃支援給付金については、十一月四日時点で六十六万件的申請をいただいております、申請件数の約七割に当たる四十六万件、約四千億円が給付済みとなつ

ております。

賃貸契約の契約書というのは、個々それぞれに違うものもあります。また、一件で何軒か借りているものもあります。そういったものの契約書の確認と、あとは貸主側の確認というものも入っておりますので、少し時間が掛かっていますけれども、最善を尽くして審査体制を増加したりしているところであります。

○蓮舫君 いや、最善は尽くしておられると思うんですけども、このそもそも家賃支援の目的は何でしたか。

○国務大臣（梶山弘志君） 当初、持続化給付金の中で家賃も含めた固定経費というものを見ようということでしたけれども、この感染拡大が長期化する中で、家賃、テナントとして店を持つたり、また複数の店舗を持っている人たちの家賃負担というのが大変大きくなるという中でこの支援が始まったと承知しております。

○蓮舫君 緊急事態宣言からもう半年たちました。もうとにかく家賃負担だけで立ってられない、もう本当に廃業していった方々もおられて、この年末年始どうするんだという声が本当に悲鳴になっています。

申請者の最大の懸念は、審査内容や進捗状況が全く分からないことなんです。いつ下りるのか、幾らもらえるのか、書類は不備だったのか、通つ

たのか、全く分からない。ネット申請で音沙汰がないまま過ぎて、その間頑張ったんだけど、結果として書類が不備だというメールが届くだけ愕然としますよ。やる気もそがれますよ。この部分、改善しませんか。

○国務大臣（梶山弘志君） 持続化給付金の際は、マイページ、またメール等でお知らせをしておりますけど、今回はコールセンターで全てのお問合せを受けられるような形にしております。

そして、コールセンターの人員も今増やしているところでありまして、コールセンターで受付ナンバー等を言っていたら、またアカウントを言っていたら、来たものに関してお答えをするというような形になっております。

○蓮舫君 遅過ぎるということだけは苦言を呈させてください。本当に立ってられない方たちがいっぱいおられるので、ここは努力をしていただきたい。

総理はよく、自助、まずは自分で頑張ってみるとおっしゃるんですけど、もう頑張れない人たちなんです。制度設計と予算もあるんですよ。ここは公助を堂々と使っていたらいいと言ってもらえませんか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） できるだけ早くお届けするというのは、ある意味でこれ当然のことだというふうに思っていますので、そこはしっか

り拍車を掛けてやってほしいと、こう思います。

○蓮舫君 何か人ごとですね。

全ての女性が輝く社会って何ですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 全ての女性が自らの希望に応じて、あらゆる分野において能力を十分発揮できる社会であるということでありまして。

このため、政策方針決定過程への女性の参画拡大、男女が共に仕事と子育てなどを両立できる環境整備、女性に対するあらゆる暴力の根絶などの取組を強力に推し進める必要があるというふうに思います。

引き続き、女性活躍の旗を高く掲げ、強力に取組を進めるために、第五次男女共同参画基本計画を年末までに策定し、令和の時代にふさわしい男女共同参画社会をつくっていききたいと思えます。

○蓮舫君 官房長官を務めてこられるときから進めてきた輝く女性、成果は出ていますか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） そこは出てきていると思っております。

○蓮舫君 日本のジェンダー指数は、二〇一〇年九十四位だったものが、二〇一九年に百五十三か国中百二十一位まで下がった。これが成果ですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 安倍内閣の七年八か月の間に女性の雇用は大きく、多く、大きく増えたんじゃないでしょうか。女性の人が働く場をつくるのができたというふうに思っています。

○蓮舫君 いいですか、大半が非正規です。その人たちがコロナで今仕事を失っているんです。シングルマザーは一日一食食べられないと言っているんですよ。それを誇らないでいただけませんか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） いや、官房長官のときの成果ということでありましたので、やはり働くことのできる環境をつくるというのは一つの大きな成果じゃないかなということを私申し上げました。

今そうした方がこのコロナで大変な思いをしている、そうした方に対応していくというのはある意味で当然のことだと思います。

○蓮舫君 当然のことができていないから聞いているんです。

ジェンダー指数が下がった理由は何だとお考えですか。

○国務大臣（橋本聖子君） お答え申し上げます。世界経済フォーラムが公表した二〇一九年ジェンダーギャップ指数、G G I、百五十三か国中百二十一位であったということでありまして、これは、この要因というのは、経済分野、そして政治分野の順位が低くなっているということが要因であるというふうに承知をしております。

○蓮舫君 改善する最大の早道は政治分野に女性を大量に登用することだと思うんですが、その認識は総理もお持ちですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） そこは持つており
ます。

○蓮舫君 ただ、その自民党の女性議員が、性被害、性暴力の検討の部門会議で、女性は幾らでもうそをつけますからと言いました。その後、言っていないと更にうそを言った。言っていないと言ったのを、今度はブログで、会見もしないで、自分の発言を確認したらそういうのがあった、さきのブログの記録を訂正します、女性のみがうそをつくかのような印象を与え、御不快な思いをさせてしまった方にはおわびを申し上げます。

よく見てください。全く訂正も謝罪もしていません。この発言、どう思われました。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 性犯罪、性暴力は加害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではないと思います。

DVや性犯罪、性暴力の被害者が声を上げることをちゅうちよするようなことがないよう、政府としてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。（発言する者あり）

○委員長（山本順三君） 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 今、加害者と申し上げましたが、被害者とここは訂正させていただきます。

政府の立場で個別の国会議員の発言についてコメントは差し控えたいというふうに思いますけれども、一般論で申し上げれば、政治家はその発言に責任を持って、有権者から信頼を得られるよう自ら襟を正す必要があるというふうに思います。

○蓮舫君 この発言をした人は、比例単独候補で議席を得ました。自由民主党と書かれたその票で国会議員になっているんです。自由民主党総裁としてどうお考えですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 国会議員は自らの発言には責任を持って、有権者の信頼に、得られるように襟を正していくべきだと思います。

○蓮舫君 輝く女性って幾ら所信表明で言葉で言われても、足下で自民党の国会議員がこういう暴言を吐いて謝罪もしない。

もう一つ確認したいんですが、成長戦略会議で、有識者のデービッド・アトキンソンさんには何を期待して委員にされたんですか。

○国務大臣（西村康稔君） 御案内のとおり、成長戦略会議におきましては、成長戦略の具体化、改革の具体化、これを進めていく会議でございます。その観点から、見識のある方としてアトキンソンさん、中小企業政策など様々な分野で提言を出されておられます。そういった面で活発な議論を期待してのメンバーに入っていたというところであります。

○蓮舫君 総理もアトキンソンは見識があるとお考えですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） アトキンソン氏に限らず、様々な方からお話を伺って政策の参考にしているところであり、成長戦略について、今、西村大臣の言われたとおりの考え方を持っていると思います。

○蓮舫君 二〇一八年に発行したアトキンソンさんの本です。

国家として優遇するべきは子供を産むこと、夫婦共働きで子供がいなければ課税負担を増やすべき、子供もつくりず家で家事だけやっている、国家としてのメリットが全くない、ある意味において脱税と同じ犯罪行為です。

同じ認識ですか。

○国務大臣（坂本哲志君） 少子化担当大臣としてお答えいたします。

結婚やそれから出産はあくまでも個人の自由で、自由な意思決定に基づくものであります。個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、あるいはプレッシャーを与えたりしない、そういう考え方の下で少子化対策を行っているところであります。（発言する者あり）

○内閣総理大臣（菅義偉君） そもそも結婚や出産は個人の選択であり、結婚したくてもできないこともあるとか、子供を産みたくても産めないという結婚や出産に関する障害を一つ一つ取り除いていくのが政府の役割だと思っております。

今般、所信表明で不妊治療の保険適用について言及しましたが、これもまさに子供を産みたくても産めない方々の気持ちに寄り添ったものであります。

引き続き、個人の多様な選択を尊重しつつ、当事者の気持ちに寄り添って対応してまいりたいというふうに思います。

著書の内容については、詳細は承知しておりますので、コメントは控えたと思います。

○蓮舫君 産みたいのに産めないと、不妊、不育の人たちの声って本当に重い。最も寄り添っていないじゃないですか。この人にどんな成長戦略を描いてもらうんですか。

○国務大臣（西村康稔君） 今、成長戦略の中で最も大きな課題が中小企業の生産性をどう上げていくかと、この観点から、アトキンソンさんは様々な見識をお持ちであります。まさに強い成長する中小企業をつくっていくという観点から活発な御議論をお願いしているところであります。

○蓮舫君 この記述は女性の生産性を上げるところの主張なんです。

総理、メンバー見直した方がいいと思います。いかがですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） アトキンソンさんについては、今、西村大臣が申し上げましたように、これからの成長する中で有識者の一人としてお願いをしたということでありまして。

○蓮舫君 今日の委員会では総理からは熱意は全く感じられないし、日本学術会議はやっぱりめっちゃめっちゃだし、やらなければいけない行革に対しては、その必要性は感じると言って各省庁がやる。全くやる気が見えないということを最後に強く申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長（山本順三君） 以上で蓮舫さんの質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（山本順三君） 次に、白眞勲君の質疑を行います。白眞勲君。

○白眞勲君 立憲民主・社民の白眞勲でございます。

菅総理、御就任おめでとうございます。早速ですけど、まず核兵器禁止条約についてお聞きしたいと思います。

核兵器禁止条約発効に必要な批准国五十か国となりまして、来年、二〇二一年一月二十二日に発効することが決定したとのことなんです。これ、私、すごく歓迎すべきことだと思うんですね。

総理としては、日本が署名していないこの条約が発効したことについてどう思われますでしょうか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 我が国は、唯一の

戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードする、そうした使命を有しているというふうに思います。核兵器禁止条約が目指す核廃絶というゴールは共有していると思います。

一方で、核兵器のない世界を実現するためには核兵器国を巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠であるというのが、これ、というふうに思います。ただ、現状では、同条約は米国を始めとする核兵器国の支持が得られていないということ、さらに、カナダ、ドイツなど多くの非核兵器国からも支持されていないということです。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中であって、抑止力の維持、そして強化を含めて、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的に核軍縮を前進させる道筋を追求していくということが適切だと思っております。こうした我が国の立場に照らし、同条約に署名する考えはなく、また、御指摘のオブザーバー参加については慎重に見極める必要があると考えておりますが、我が国としては、引き続き立場の異なる国々の橋渡しに努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献をしていきたいと思っております。

○白眞勲君 総理、いっぱいしゃべってくれたんですけど、私の聞いていないことまで全部答えて